

魚津市告示第123号

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街等」とは、商店街及びその周辺とし、一定程度の人口集積があり、生活に必要な機能を有する区域をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、商店街等における人の流れ及び街のにぎわいの回復を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止事業及び商店街等のにぎわい創出事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この補助金の対象としない。

(1) 国、県若しくは市の他の補助金を現に受けて実施し、又は実施する予定である場合

(2) 県が次条に定める補助対象者に対し、市と同額以上の補助金の交付を行わない場合

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合

(2) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

(3) 特定会社 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第6項に基づく特定会社

(4) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所

(5) 任意団体等 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業事業計画書（様式第2号）

(2) 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業収支予算書（様式第3号）

(3) 申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図

(4) 商店街等の現状の写真

(5) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料

(6) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否について決定し、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金に係る変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業者は、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業内容の変更
- (3) 事業費の20%以上の変更

(概算払)

第10条 市長は、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日、又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 事業実施を証する写真
- (4) 支出の内容や根拠を示す資料
- (5) その他参考となる資料

(額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容の審査し、額の確定を行い、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金額の確定通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けることなく、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(実施効果の報告)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、必要に応じ、補助事業に係る商店街等における魅力や集客力の向上の状況を報告させることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 市長は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年10月9日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率	補助額
経費区分	内容		
改装経費	事業実施に必要な、内装、電気設備、空調設備、水回り等の施工工事に要する経費	補助対象経費の8分の3以内	1,000千円又は県の補助額のうち、いずれか低い額
備品購入費	事業実施に必要な、什器・事務機器及び通信機器等の備品の購入に要する経費 ※事業計画上、補助事業期間終了後も継続して使用するものであり、使用目的が限定されている場合に限り購入を認める。		
その他事業実施に要する経費	上記のいずれの経費にも該当しない経費でかつ、事業の実施上特に必要と認められる経費		

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
事業者名
代表者名

印

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助
金交付申請書

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業を実施したいので
魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金として金
円を交付されるよう魚津市新生活様式チャレンジ商店街等
支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添
えて申請します。

関係書類

- 1 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業事業計画書
（様式第2号）
- 2 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業収支予算書
（様式第3号）
- 3 その他関係書類

※添付書類

- ・申請に係る商店街等と事業実施場所を示す地図
- ・商店街等の現状の写真
- ・見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- ・その他参考となる資料

様式第3号（第6条関係）

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業 収支予算書

1 収入の部

区 分	金 額	内 訳
県補助金		
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	金 額	内 訳
補助対象経費		
小 計		
補助対象外経費		
小 計		
合 計		

添付書類

- (1) 団体の名簿及び規約【任意団体申請時】
- (2) 決算書直近3期分
- (3) その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり決定したので、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

助成対象経費及び助成金額

助成対象経費 円

助成金額 円

交付条件

2 交付しません。

交付しない理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地

事業者名

代表者名

印

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助
金に係る変更承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業については、次のとおり計画を変更したいので、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、承認を受けたく申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

魚津市長 あて

所在地

事業者名

代表者名

印

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助
金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金の交付の決定の通知があった魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業について、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業実施報告書
（様式第 7 号）
- 2 魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業収支決算書
（様式第 8 号）
- 3 その他関係書類

- ※添付書類
- ・事業実施を証する写真
 - ・支出の内容や根拠を示す資料
 - ・その他参考となる資料

様式第7号（第11条関係）

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業 実施報告書

補助事業者名：

事業の名称	
事業内容 (<ul style="list-style-type: none">・ 事業内容・ 実施場所・ 実施期間・ その他 等)	
事業実施による効果、 評価 (具体的な効果、数 値目標等の達成度)	
次年度以降の事業計 画 (当初の予定が達成 できていない場合に おいて、その対応策 やその他の中心市街 地・商店街活性化事 業)	

様式第 8 号（第11条関係）

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業 収支決算書

1 収入の部

区 分	金 額	内 訳
県補助金		
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	金 額	内 訳
補助対象経費		
小 計		
補助対象外経費		
小 計		
合 計		

様式第9号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった助成金について、次のとおり額を確定したので、魚津市新生活様式チャレンジ商店街等支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

助成対象経費及び助成金額

助成対象経費 円

助成金額 円